

5

令和2年第3回
多治見市議会定例会
追加議案説明資料

令和2年6月5日

目次

議第76号 多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについ て -----	1
議第77号 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するにつ いて -----	1
議第78号 多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正 するについて -----	1

議第76号 多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例を定める。

2 主な改正内容

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務について、作業に従事した日1日につき4,000円を上限として防疫手当を支給する（附則第3項及び第4項関係）。

3 施行日

公布の日（令和2年2月1日から適用）

議第77号 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の影響により夏季休業が短縮されたことに伴い、令和2年度に限り、たじっこクラブの8月分の利用負担金の額を他の月分と同額とする（附則第3項関係）。

2 施行日

公布の日

議第78号 多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる等の場合において、介護保険料及び国民健康保険料の減免申請期限の特例を設ける（介護保険条例附則第11条及び国民健康保険条例附則第16条関係）。

3 施行日

公布の日（令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和2年1月以前分の保険料を除く。）に限る。）について適用）